

07.56

小規模企業等を対象とした手数料等の軽減
について（特施令10条4号）（特）

1. 軽減の要件と内容

軽減に係る申請書を提出する日において、次の（1）又は（2）に該当する者は、自己の特許出願についての出願審査の請求の手数料及び自己の特許権に係る第1年分から第10年分までの特許料が、1/3に軽減される（特109条の2第1項、195条の2の2、特施令10条4号、12条4項、手数料令1条の4第4項）。

なお、軽減に係る申請書は、出願審査請求書^{注1}又は特許料納付書の提出と同時に提出しなければならない（特施規72条2項、73条2項）。

（1）常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあつては5人）以下の個人事業主

（2）常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあつては5人）以下であり、かつ、他の中小事業者^{注2}以外の法人による特定支配関係がない^{注3}法人

2. 申請書に添付する証明書^{注4}

特許庁長官が必要がないと認めるときは、申請書に証明書を添付することを省略させることができる（特施規74条の2柱書）。

実務上、軽減の要件を満たす対象者が、特許法施行規則第72条又は第73条の規定に従って適式に軽減に係る申請を行った場合は、証明書の添付の必要がないと認め、これを省略させることができるものとして取り扱う。

証明書を添付する場合においては以下のとおりとする。

軽減に係る申請書に添付する証明書は、申請人が（1）又は（2）の別により、「表」の右欄に掲げるものである（特施令11条2項、手数料令1条の3第2項、特施規74条の2第20号及び21号）。

「表」

要件	証明書	
(1) 常時使用する従業員の数が20人以下の個人事業主	・常時使用する従業員の数を証する書面	
(2) 常時使用する従業員の数が20人以下であり、かつ、他の中小事業者 ^{注2} 以外の法人による特定支配関係がない ^{注3}	会社（株式会社、特例有限会社、合同会社、合名会社、合資会社）	・常時使用する従業員の数を証する書面 ・法人税確定申告書別表第2の写し又は株主名簿若しくは出資者の名簿（*1）（*2）
	協同組合（出資を有する場合）	・常時使用する従業員の数を証する書面 ・法人税確定申告書別表第2の写し又は出資者の名簿（*1）（*2）
	資本金又は出資を有しない法人（一般財団法人、一般社団法人等）	・常時使用する従業員の数を証する書面

（*1）法人税確定申告書については、軽減に係る申請書を提出する日に取得できる最新のものとする。

（*2）特定支配関係を持っている法人がある場合でも、当該法人が中小事業者^{注2}である場合には、中小事業者^{注2}に該当することを証する書面。

（新規改訂平成令和3-1-2・4）

注1 手続補正書の提出により請求項の数を増加する補正をする場合にあつては当該手続補正書、誤訳訂正書の提出により請求項の数を増加する補正をする場合にあつては当該誤訳訂正書（特施規11条4項、11条の2第2項、27条4項）。

注2 中小事業者とは、申請書を提出する日において特許法施行令第10条第1号のいずれかに該当する者をいう（→07.53「1.（2）」）。

注3 「特定支配関係がない」とは、a.及びb.に該当していることを指す（手数料令1条の2第2号ハ、特施令9条2号ハ、特施規71条3項）。

a. 申請人以外の単独の法人が株式総数又は出資総額の1/2以上の株式又は出資金を有していないこと。

b. 申請人以外の複数の法人が株式総数又は出資総額の2/3以上の株式又は出資金を有していないこと。

注4 同時に二以上の減免申請書の提出をする場合において提出すべき証明書の内容が同一であり他の減免申請書に証明書の添付をするとき、又は既に他の減免申請書に証明書を添付して提出した場合において証明書に記載した事項に変更がないときは、当該減免申請書にその旨を記載して、当該証明書の添付を省略することができる（特施規10条1項、2項）。